

## ○おいらせ町家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るとともに、資源の再利用に対する町民の意識高揚を図るため、家庭用生ごみ処理機(以下、「処理機」という。)を設置する者に対し、その購入に要する経費について、当該年度の予算の範囲内で、おいらせ町家庭用生ごみ処理機購入費補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象機の種類及び定義)

第2条 この告示において補助金の対象となる「処理機」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電動式家庭用生ごみ処理機 かくはん、加温送風等を行うことにより、一般家庭から排出される生ごみの堆肥化又は減量を行う機械
- (2) 生ごみ処理容器 庭等の土中に一部埋め込み、土中の微生物の活動を利用して生ごみを分解させ、減少し堆肥化する容器又は土を必要としない密閉式の容器で、微生物の投入により生ごみの発酵を促進し堆肥化する容器

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、販売店から処理機を購入する者で、次の要件を備えた者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ居住していること。
- (2) 処理機により処理された生ごみを、有効に活用処理できること。
- (3) この補助金の交付を受けた年度を含めて、5年度を経過していること。

### (補助金額等)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、処理機を購入に要する経費とし、処理機1基につき購入価格の3分の2以内の額で、20,000円を限度とする。

2 補助金の交付対象基数は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号の処理機については1世帯につき1基までとする。
- (2) 第2条第2号の処理機については1世帯につき3基までとする。

3 第2条第1号及び第2号の処理機に係る補助金を重複して受けることはできない。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) おいらせ町家庭用生ごみ処理機購入費補助金請求書(様式第1号)
- (2) 町内に住所を有することが証明できる書類
- (3) 購入金額を明らかにする書類

### (補助金の返還)

第6条 申請者が虚偽の申請等によって不正に補助を受けた場合、町長は補助金の返還を求めることができる。

**(その他)**

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成21年4月1日より施行する。

附 則(平成22年3月29日告示第29号)

この告示は、平成22年4月1日より施行する。

附 則(平成24年3月23日告示第35号)

この告示は、平成24年4月1日より施行する。

**附 則**

この告示は、平成26年4月1日から施行する。